

第88回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年7月18日(水)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成30年7月18日(水)午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成30年7月18日(水)午後2時56分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席15名 欠席 2名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	欠席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	欠席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局	担当局長 森本 章男	参事監 真田 明彦
	総務・農政担当課長 倭 信幸	農地担当課長 佐藤 孝司
	担当課長補佐 竹田 了久	農地担当係長 奥山 英明
	副主査 柴田 美佳	

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等
- (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 転用事業計画変更承認申請について
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
 - (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
 - (7) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 転用事業計画変更承認届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

2番：荒井 隆文 12番：小橋 久宣

10 議事の内容

柴田職務代理 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第
88回総会を開会します。(あいさつ)

柴田職務代理 議事録署名委員を指名します。2番 荒井 隆文委員、12番 小
橋 久宣委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

柴田職務代理 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請
についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局から願
いします。

奥山係長 1ページ1番、受人は一宮に居住し、約31アールの農地を耕作する農業
者ですが、増反により一宮の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件
をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は一宮に居住し、約6アールの農地を耕作する農業者ですが、
遺贈により一宮の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから
許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は富原に居住し、約35アールの農地を耕作する農業者ですが、
増反により富原の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件
をすべて満たしていると考えます。

柴田職務代理 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から3番の3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

柴田職務代理 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4番、受人は平山に居住し、約18アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により平山の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は三手に居住し、約28アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により三手の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、7番は、受人が同じですので、同時に説明します。受人は、撫川に居住し、約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得及び増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

柴田職務代理 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、4番から7番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

柴田職務代理 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 8番、受人は御津新庄に居住し、約81アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津新庄の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は御津草生に居住し、約1.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町福渡の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は建部町下神目に居住し、約2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により建部町下神目の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

柴田職務代理 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で8番から10番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

柴田職務代理 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 11番、受人は、中畦に居住し、約1.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により中畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は中畦に居住し、約63アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により中畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は浦安西町に居住し、約6.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により浦安西町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は曾根に居住し、約95アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により曾根の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番は、7月11日付けで取下げになりました。

16番、受人は、平和町に居住し、約86アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

柴田職務代理 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、11番から16番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、15番は取下げで、それ以外の5件については、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

柴田職務代理 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区16番までの16件のうち、15番は取下げで、それ以外の15件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 それでは、そのように決定いたします。

柴田職務代理 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請について

の審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 3 ページ 1 番、転用目的は農地改良のための一時転用です。申請人は、西高崎に本店を置く農地所有適格法人で、本年 1 月と 6 月に 3 条許可により取得した申請地を農地改良し、温室でのバナナ栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は、平成 30 年 7 月 30 日から平成 30 年 12 月 31 日までです。

申請地は農用地ですが、農地改良の一時転用であり、例外許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

柴田職務代理 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、1 番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

柴田職務代理 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 それでは申請等（2）については、南区 1 番の 1 件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 それでは、そのように決定いたします。

なお、この案件は転用面積が 3,000 平方メートルを超えていますので、7 月 30 日開催の岡山県農業会議へ諮問し、許可相当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

柴田職務代理 次に申請等（3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4 ページ 1 番、転用目的は露天駐車場で一時的転用からの本申請です。申請人は、中島で社会福祉事業の運営を行っていますが、申請地の隣接地で運営しているグループホームの利用者が多く駐車場が不足しているため、露天駐車場として一時的転用許可を受けましたが、今後も露天駐車場として引き続き使用するため、永久転用の許可申請をするものです。

農地区分は、農地の広がり方が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

2番、3番は同じ地域で関連がありますので同時に説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

2番、申請人は、大安寺東町の借家で妻と2人で生活していますが、現居所が家財道具の増加により手狭になったこと、また、申請地から親族の住居が近く、将来的に両親に子育ての支援を依頼しやすいことから、申請地へ自己住宅を建築しようとするものです。

3番、申請人は、矢坂本町の借家で妻と2人で生活していますが、現居所が家財道具の増加により手狭になったこと、また、申請地が勤務先から近いことから、申請地へ住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

柴田職務代理 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から3番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

柴田職務代理 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4ページ4番、転用目的は自己住宅です。申請人は、庭瀬の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具の増加により手狭になったこと、また、妻の実家や勤務先に近く生活環境も変わらないことから、申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は、工事用仮設事務所です。申請人は、広島市南区にて建設業を営んでいますが、平成31年4月開園予定の学校法人中国学園の認定こども園の建設に伴い必要となる仮設工事事務所の設置場所が、建設予定地内にないことから、工事現場に隣接した申請地を工事用仮設事務所として一時転用するものです。一時転用期間は、許可日から平成31年4月30日ま

です。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがない例外にあたり、許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

6番、7番は同じ地域で関連がありますので、同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

6番、申請人は、南区当新田の借家に夫婦で居住していますが、家財道具等の増加により手狭になったため、申請人の実家に行き来しやすく、妻の勤務先にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は、門前の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具の増加により手狭になったため、申請人の実家に近く、親の手伝いや子どもの養育に両親の協力が得られやすいことから、申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は、露天駐車場です。申請人は、申請地の隣接地に居住していますが、息子夫婦が申請人世帯と同居することになり、息子夫婦が所有している自動車3台の駐車スペースを確保するため、申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、住宅その他日常生活上必要な施設で集落に接続した施設に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は、露天駐車場です。申請人は、延友で鉄工協同組合を営んでいますが、組合員各社の従業員駐車場が不足しているため、申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的は保育所です。申請人は平野で社会福祉事業を営んでいますが、申請地近隣には保育所がないことから、地域の待機児童解消に資するため、岡山市の認可保育所運営事業予定者として決定を受け、申請地を所

有権移転し、保育所を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、定員90人の保育所である事業計画から妥当な面積と判断されます。また、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

柴田職務代理 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、4番から10番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

柴田職務代理 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 次に御津建部地区の説明を事務局からをお願いします。

奥山係長 5ページ11番、平成30年5月14日農振除外済みで、転用目的は取水施設です。申請人は、広島市南区に本店を置き、顔料の製造、加工及び販売を主な事業としています。

この度、岡山県が施行する一級河川旭川の河川改修事業により、申請人が現在使用している工業用水取水施設が堤防となるため、取水施設を移築する必要が生じました。移転先の選定に当たっては、現施設から工場までの配管をそのまま使用するため、現施設から大きく移動することが困難なこと、また、施設の構造上、堤防に隣接した土地でなければならないことから、今回の申請地を選定し、所有権移転して取水施設に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は太陽光発電設備です。申請人は、倉敷市中庄団地に本店を置き、太陽光発電事業を主な事業としています。

申請人は、太陽光発電施設用地として、施設南側に太陽光を遮る障害物がなく、平坦地である本申請地の両側にある既存宅地を選定しました。選定地の中央部分に一部、農地が含まれていたため、既存宅地と共に申請地を所有権移転して太陽光発電設備に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

柴田職務代理 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、11番から12番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

柴田職務代理 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 5ページ13番から15番は同じ地域に関連がありますので、あわせて説明します。転用目的はすべて自己住宅です。

13番、申請人は、倉敷市の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、勤務先が近くなり、実家も近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は、今保の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、職場に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は、湊の実家に居住していますが、結婚することになったため、申請人と婚約者双方の通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、17番は同じ地域に関連がありますので、あわせて説明します。転用目的はすべて自己住宅です。

16番、申請人は、中島田町の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は、早島町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、職場に近く、妻の実家に行き来しやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

柴田職務代理 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、13番から17番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

柴田職務代理 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区17番までの17件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 それでは、そのように決定いたします。

なお、北・吉備地区10番の案件は転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、7月30日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

柴田職務代理 次に申請等（4）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 7ページ1番、平成29年5月22日に農地法第5条所有権移転で転用許可し、平成30年3月19日に転用目的を共同住宅兼貸事務所から貸事務所に事業計画変更承認許可しましたが、将来のアパート経営の可能性を考え、アパート経営等を行う権利を残しておくため転用目的を貸事務所から共同住宅兼貸事務所・貸家に計画変更するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、当初計画者は平成29年12月6日に農地法第5条所有権移転で自己住宅建築の許可を受けましたが、造成工事後、離婚したため自己住宅の建築を断念しました。承継者は現在、箕島の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、現住居に近く生活環境が変わらず、勤務先と

実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は備中箕島駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

柴田職務代理 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、1番から2番までの2件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも承認意見としており、農業委員としても同様に承認意見です。

柴田職務代理 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 それでは申請等（4）については、南区1番から2番までの2件を承認と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 それでは、そのように決定いたします。

柴田職務代理 次に申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 8ページ1番から4番の4件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。1番は財団が仲介して耕作者へ所有権移転するものです。2番から4番は農地の所有者から財団への所有権移転です。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、南区協議会では、原案どおり承認意見となっています。

柴田職務代理 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 それでは申請等（5）については、南区1番から4番までの4件を原案どおり決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 それでは、そのように決定いたします。

柴田職務代理 次に申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 9ページ北・吉備地区1番から10ページ南区6番までの6件で、権利の

種類及び内容をご覧のとおりで、1番と5番が時効取得による所有権取得で、それ以外は相続による所有権取得です。あつせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

柴田職務代理 事務局から説明がありましたが、申請等（6）の6件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 それでは、そのように決定します。

柴田職務代理 次に申請等（7）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 別紙議案の申請等（7）農用地利用計画変更申出一覧表をご覧ください。平成30年2月締めの農用地除外申出について、現地確認や協議を行った結果、変更案がまとまり、岡山市の農林水産課から意見を求められているものです。表中の斜線が引いてある案件については、取下げ又は除外しない方針が示されたものです。他の案件については除外相当の案となっています。また、岡山地域については編入分もあります。内容についてはご覧のとおりです。

各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。

柴田職務代理 事務局から説明がありましたが、農業振興地域整備計画変更に関する意見については、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域とも、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

柴田職務代理 それでは、そのように決定します。

柴田職務代理 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、11ページ1番から7番までの7件です。

転用目的は、露天駐車場2件、貸店舗1件、自己住宅1件、敷地拡張1件、事務所付共同住宅2件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、12ページ1番から14ページ23番までの23件です。転用目的は、保育園1件、長屋住宅1件、分譲住宅地4件、露天駐車場2件、自己住宅1件、露天

資材置場及び露天駐車場 1 件、分譲住宅 1 件、分譲住宅地・公園 1 件、通所介護事業所 1 件、敷地拡張 5 件、排水路 1 件、建売住宅 2 件、住宅兼店舗 1 件、工場用資材置場 1 件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（3）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については、15 ページ 1 番から 17 ページ 9 番までの 9 件で、解約理由はすべて耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告（4）農地法施行規則第 29 条第 1 号該当転用届については、18 ページ 1 番から 5 番までの 5 件で、農業用倉庫 3 件、農作業場 1 件、農業用資材置場 1 件です。

最後に報告（5）転用事業計画変更承認届は、19 ページ 1 番から 4 番までの 4 件で、すべて承継者が分譲住宅地として使用します。

柴田職務代理 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし

柴田職務代理 以上で第 1 号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第 2 号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （1）平成 30 年度 利用状況調査の実施について説明した。

（2）平成 30 年度 人・農地プラン会議の開催について説明した。

柴田職務代理 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

柴田職務代理 その他、何かありますか。

事務局 （1）次回総会予定（8 月 20 日（月）市役所 7 階大会議室）

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございます。
ございました。

閉会 午後 2 時 56 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

職務代理

署名委員

署名委員